

意見書

平成 21 年 7 月 21 日

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成 20 年諮問第 14 号〉答申(案)」に対する意見募集に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成 20 年諮問第 14 号〉答申(案)」（以下、「答申案」という。）に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

はじめに

近年の情報化社会の進展により、IP 放送や携帯電話端末向けのワンセグ放送等、通信・放送が融合・連携した新しいサービスが創出されており、このような通信・放送サービスの多様化は消費者利益の向上に資する望ましいものと考えます。

また、通信ネットワークの IP 化・デジタル化による親和性の高まりや通信インフラのブロードバンド化が進む現状を踏まえた場合、この様なビジネストrendは今後より一層加速され、様々な事業者により多様なサービスが創出されることが期待される場所です。

一方、現行法規においては通信・放送が融合・連携する多様なサービス提供を想定していないため、消費者から見た場合、技術的には可能であっても現行法規が阻害要因となりサービスが提供できない場合やサービスの利用料が既存の類似サービスに比して高額になる等、新しいサービスの創出・普及を阻害する結果が生じているのではないかと懸念が 2006 年 6 月の「通信・放送の在り方に関する懇談会」の時点から示されていました。

上記の趣旨を踏まえ、答申案で示された方向性は、伝送設備を中心とした規制緩和が盛り込まれている等一定の成果が実現されるものと考えますが、今回の法体系の見直し対象から除外されている関連法規もある等、不十分な点もあります。

従って、通信と放送の融合・連携した新しいサービスの創出・普及を推進するために、今後も継続的な検討が必要なものと考えます。

また、公正競争の確保は、消費者ニーズに応じた健全な競争が行われることにより産業の発展及び消費者利益の向上を両立させるための根本原理であり、通信・放送の総合的な法体系について見直しを図る際には欠かせない視点と考えます。

例えば、特定市場において支配的な地位を有する事業者（以下、「ドミナント事業者」という。）が密接に関連する他市場にもその市場支配力を及ぼし競争環境を歪める行為を事前規制として整備することについて、今回の検討において議論が尽くされていないものと考えます。このように公正競争が確保されないまま法整備がなされた場合、産業発展を阻害するばかりか消費者利益を損なう結果となることから、公正競争を答申の法体系の大括り化の目的として掲げるとともにドミナント事業者への規制についても再度議論し、通信・放送の新たな法体系に盛り込むことが必要と考えます。

以下、答申案の各論点について弊社共意見を述べさせていただきます。

項目	意見
2. 伝送設備規律 (1) 電波利用の柔軟化	<p>【意見案】</p> <p>答申案において「電波利用の柔軟化」「ホワイトスペースの活用」に関して示された方向性については、事業者の迅速かつ柔軟な事業展開を促進し、その結果として利用者利益に資するものであることから、早期に制度化されることを期待します。</p> <p>また、今後も引き続き、電波利用の柔軟化や無線局に係る手続きの見直しについて検討を行うことで、利用者利益をより一層増進していくべきと考えます。</p>
2. 伝送設備規律 (2) 民間の創意工夫を生かした新技術導入の促進	
2. 伝送設備規律 (3) 迅速な新サービス・新製品の導入の促進	
2. 伝送設備規律 (4) 電波を安心して利用できる環境の整備	
2. 伝送設備規律 (5) その他の見直し	
3. 伝送サービス規律 (1) 伝送サービス規律の再編	<p>【意見案】</p> <p>答申案においては、「電気通信事業法」を核として制度の大括り化を図ることが適当」とされていますが、第一種及び第二種指定電気通信事業者への非対称規制については、通信・放送の融合が進展したとしても、引き続きその市場支配力が公正競争に強い影響を及ぼすことから大括り化に際して現行の電気通信事業法と同じ水準の非対称規制が最低限担保されるべきと考えます。</p> <p>また、大括り化に当たっては、答申案にて「3つの視点」とされている各市場間での公正競争確保のための市場間規</p>
3. 伝送サービス規律 (2) 有線テレビジョン放送施設の設置に関する規律の見直し	
3. 伝送サービス規律	

項目	意見
(3)放送・有線放送の安全・信頼性の確保	律の在り方について検討することが必要と考えます。特に、「3つの視点」において「伝送設備」に当たる電気通信事業分野においてボトルネック設備を保有する事業者の垂直的な兼営は禁止すべきであり、仮に他の市場への進出を認める場合には、当該市場におけるボトルネック性を完全に解消することを前提とする等、市場間における公正競争の確保のための措置が必要と考えます。
3. 伝送サービス規律 (4)放送・有線放送の施設設置の円滑化	
9. 総括 (1)制度の集約・大括り化	総論でも述べたとおり、「公正な競争」の実現こそが料金の低廉化やサービスの多様化等といった消費者利益の最大化に資するものであり、答申案にて「公正な競争条件」との文言が記載されたのは望ましい方向と考えます。この「公正な競争」の重要性に鑑み、法体系見直しの重要な視点である「制度の集約・大括り化の目的」としてこれを明確に掲げ、通信・放送の総合的な法体系を整備すべきと考えます。
その他	技術革新が日進月歩で進む現在においては、新たな課題が短い期間で顕在化するため、新たな通信・放送の法体系が整備された後も、定期的な評価と見直しの実施を行うよう答申に盛り込むべきと考えます。

以上